

## H29地域協働研究（ステージⅠ）

### H29-Ⅰ-05「岩手県における被疑・被告段階の高齢者・障害者に対する「入口支援」の地域協働システムのあり方に関する調査研究」

課題提案者：一般社団法人かな社会事業事務所

研究代表者：社会福祉学部 田中 尚

研究チーム員：高橋岳志（一般社団法人かな社会事業事務所）

#### <要 旨>

本調査研究は、被疑・被告段階での高齢者・障害者への「入口支援」としての実践が、社会的資源の不足する地方都市においては、限られていると考えられ、また、岩手においては、その根拠となる実践データが十分に把握されていないのが実情である。そこで、今回、岩手県立大学地域協働連携研究事業を申請し、これらの問題の実態とその背景を検討すべく、パイロット研究として、岩手県中部圏域における「入口支援」の実態調査を行った。

#### 1 研究の概要（背景・目的等）

調査研究の背景として、万引きや無銭飲食等軽微な犯罪により刑務所の入退所を繰り返すいわゆる累犯障害者に対しては、各都道府県に設置された地域生活定着支援センター等により出所時に支援を受けて（＝「出口支援」）福祉的支援につなぐ仕組みが全国で標準化されてきている。一方で、認知症高齢者や障害者の中には「罰をもって罪を償う」ことの理解が困難で、矯正施設での更生効果が期待できずに出所後再犯に及んだり、矯正施設内で不適合を起こし、かえって二次・三次の障害を誘発することにもつながることが生じている。そのようなことは、本人に対する権利擁護の視点に欠けるだけでなく、社会防衛・社会秩序維持上からも逆効果となる場合も少なくない状況がある。障害者や高齢者（以下、「障害者等」）が罪に問われた場合、矯正施設に収容するのではなく、適切な福祉的支援のもとで、社会において障害特性に応じた支援を行うこと（＝「社会内処遇」）の方が、当事者個人に対するだけでなく、社会的にも効果的かつ重要である。そのことを受け、障害者等の出口支援だけでなく、被疑・被告段階から福祉的支援の展開を図る「入口支援」の重要性・必要性が認識されるようになり、社会福祉士等の福祉専門職と法務専門職である弁護士が協働で更生支援に取り組む実践が各地で、少しずつ見られてくるようになっている。

そうした中、岩手の現状をみると、客観的にまとめられた実践データは得られていないが、少なくとも岩手県社会福祉士会地域活動委員会の小委員会に位置付けられているリーガルソーシャルワーク委員会による議論の中では、わずかに社会福祉実践者による個別の実践の中で、個々の社会福祉士が弁護士等とともに手探り状態で取り組まれている状況が確認できていることにとどまっている。しかし、岩手の地域性として、障害者等に対する入口支援のニーズが全国と比して少ないのかといえ、複数の弁護士との情報交流を通じて決してそうではないことが伺える。例えば、刑事弁護の手続きの中で被疑者・被告人に対する取り調べの過程のなかで、ある種の「違和感」を感じる弁護士は多く、その対処の仕方が分からないという訴えがある。

そこで、本調査研究では上記の問題意識のもとで、パイロット研究として、以下のような調査研究を行った。その概要は、次のとおりである。①調査の目的：福祉的支援を要する被疑・被告段階の高齢者・障害者に対する「適切な支援」について調査・考察し、地域資源を活用した「社会内処遇」の仕組みを提案することで、高齢者・障害者の権利を擁護し、併せて社会防衛・社会秩序維持を図ることを目的とする。②調査対象：岩手中部圏域（花巻市、北上市、遠野市、西和賀町）内で事業を行う地域包括支援センター及び相談支援事業所、介護保険・障害福祉サービスを行う法人等、弁護士事務所とする。

#### 2 研究の内容（方法・経過等）

方法としては、①質問紙によるアンケート調査、②支援実績のあった回答者のうち協力可能な事業者に対する半構造化インタビュー調査の実施をした。

調査時期および期間は、①アンケート調査を2017年11月27日（月）～12月22日（金）、②インタビュー調査を2018年1月8日（月）～2月8日（木）に実施した。

#### 3 これまで得られた研究の成果

本調査研究の結果として、「入口支援」における「司法－福祉」連携がほとんどなされていないことが明らかになった。そのことは、調査を始める前よりも想定していたことではあったが、改めて、その実態を明確にすることができたように思われる。（表1および表2 参照）

表1 「逮捕・捜査段階」（被疑者段階）の支援実績

	度数	(%)
ある	5	9.6%
ない	47	90.4%
合計	52	100.0

表2 「公判段階」（被告人段階）の支援実績

	度数	(%)
ある	4	7.7%
ない	48	92.3%
合計	52	100.0%

その理由は、まず、「逮捕・捜査段階」においても、また「公判段階」においても、警察・司法の側からの福祉的支援の必要性とそのことへのアプローチの視点が不十分であること。また福祉事業者からは積極的に、福祉の観点からの警察・司法への対応を行っておらず、福祉サイドからのアプローチの姿勢がないことが考えられる。そのようなことが、連携の課題にもあげられている「連携先の情報の不十分さ」という点が重要な指摘にもつながっていると考えられる。そのため、警察・司法と福祉とのより積極的な連携が求められるが、個人情報の観点から、どのような配慮を行い、どのような積極的なモデルを作るかが課題となる。問題の性質に配慮しつつ、なおかつ、積極的な連携を構築していくため、それらをさらに検討していく必要がある。

また、「入口支援」が進まない背景に「連携できる機関の情報が不足」していることが挙げられる。このことは、地域レベル（警察・公安の所轄地域レベル等）での協議会の開催や具体的な支援の蓄積が必要であると考えられる。そのためには、これらの「入口支援」の重要性に対する認識をいかに深め、警察・司法、福祉事業者間に浸透させていくかが重要となる。情報は共有されることによって意味をもつことになり、そのための共有システムを地域レベルで構築する必要があると考える。

表3 「逮捕・捜査段階」（被疑者段階）の連携機関

	度数	(%)
1 地域包括支援センター	1	7.7%
2 (障害者)相談支援事業所	2	15.7%
3 市町村社会福祉協議会	0	0
4 独立型社会福祉士事務所	1	7.7%
5 その他の福祉機関	0	0
6 弁護士事務所	3	23.1%
7 地方検察庁	0	0
8 法テラス	0	0
9 その他の司法専門職	0	0
10 精神科病院	1	7.7%
11 保健所	1	7.7%
12 市町村保健センター	0	0
13 その他の保健医療機関	0	0
14 警察	1	7.7%
15 行政機関	1	7.7%
16 民間機関	0	0
17 その他	2	15.7%
合計	13	100.0%

さらに、更生支援計画を作成しても、それらを実行していくうえでの仕組みが不十分である。更生支援計画の策定やその策定の意義、位置づけが現状のシステムのなかにおいては、非常に限定的なものになっており、今後は、更生支援計画の策定技術をさらに高めるとともに、その策定の位置づけ、有効性、評価に関する実績を積み重ねることを通し、更生支援計画の法的位置づけを含め、その運用と仕組みを構築していく必要があると考える。

表4 「逮捕・捜査段階」（被疑者段階）の「司法－福祉」連携の課題

	度数	(%)
1 連携できる機関が不足	2	40.0%
2 連携できる機関についての情報が不足	5	100.0%
3 連携先の支援等の質が低い	1	20.0%
4 連携の必要性を感じない	0	0
5 その他	1	20.0%
合計	9	

\*分母は回答事業所数

#### 4 今後の具体的な展開

これらの調査研究を続けることを通して、今後は次のようなことが期待できるものとする。①地域支援システムが構築し、弁護士から福祉へつながる標準的な仕組みを構築していく方策を見出すことができる。②更生支援への取組が、弁護士と社会福祉士等の個人的な関係が進められるのではなく、刑事司法の仕組みを原則として、その適否について合意形成する機会が保障される。③「再犯防止」を目的とするのではなく、「地域生活支援」の視点での支援が形成される。

また、今後の課題として、地域協働システムのイニシアティブをだれが担うのか、また、協議体のメンバーをどのように構成するのかなど、地域の実情に合わせた議論と調整が必要であるとする。

#### 5 その他

(1) 研究成果の報告および今後の展開

- ① 岩手県社会福祉士会（地域活動委員会）等の地域の関係機関主催のセミナー等で報告を行う
- ② 「岩手中部TSネット」において報告を行い、今後の地域づくりに反映させる
- ③ 平成30年度の科学研究費助成事業に、本研究の発展的なテーマ研究（被疑・被告にある認知症高齢者・障害者へのソーシャルワークによる支援）を申請し、採択を受けた。

(2) 参考・文献等

・「司法分野における社会福祉士の関与のあり方に関する連携スキーム検討事業報告書」平成26年度セーフティネット支援対策等事業費補助金社会福祉推進事業 平成27年(2015)年3月 公益社団法人日本社会福祉士会